



各 位

会 社 名 GMOアドパートナーズ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 高橋 信太郎
(JASDAQ・コード 4784)
問 合 せ 先 専務取締役 薛 仁興
(TEL : 03-5457-0909)

株式会社 NIKKO の株式取得（子会社化）に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 18 日開催の取締役会において、GMO アドホールディングス株式会社の子会社である株式会社 NIKKO の株式を全株式取得し、完全子会社化することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の取得の理由

GMOインターネットグループは「すべての人にインターネット」をコーポレートフィロソフィーキャッチに、WEBインフラ・EC事業、及びインターネットメディア事業を中心として、総合的なインターネットサービスを提供しております。

このインターネットメディア事業において、当社及び株式会社NIKKOはインターネット関連広告事業を担っております。

近年、広告市場におけるインターネット広告市場は、従来の4マス媒体広告からインターネット広告へのシフトを背景に堅調に拡大しており、中長期に見ても好調な拡大が続くものと見込まれております。

当社は、このような市場環境の変化に対応して、GMOインターネットグループにおいて、当社とともにインターネット関連広告事業を行っている株式会社NIKKOとのスケールメリット及びシナジー効果の追及を加速するため、同社の株式を取得するものであります。

尚、当社取引先の広告代理店に与える影響はございません。当社は引き続き、中堅中小広告代理店向け総合メディアレップとして、広告代理店に対する販売支援に注力してまいります。

2. 異動の方法

株式会社 NIKKO の発行済株式の 100%を取得します。株式取得資金につきましては自己資金を予定しております。

3. 異動する子会社（株式会社 NIKKO）の概要

(1)商号	株式会社 NIKKO	
(2)本店所在地	東京都渋谷区道玄坂 1-10-7 五島育英会ビル	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 橋口 誠	
(4)事業内容	インターネット関連広告事業	
(5)資本金	100 百万円	
(6)設立年月	平成 21 年 8 月 3 日	
(7)大株主および持株比率	GMO アドホールディングス株式会社 100.0%	
(8)上場会社と当該会社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当該会社の役員を当社の役員が兼任しております。
	取引関係	当該会社は、当社の広告販売における代理販売を行っております。
(9)当該会社の最近の連結経営成績及び連結財務状態	(千円)	
	平成 20 年 12 月期	平成 21 年 12 月期 (※)
純資産	—	98,132
総資産	—	1,044,292
1 株当たり純資産 (円)	—	29,558
売上高	—	2,202,526
営業利益	—	△3,965
経常利益	—	△4,287
当期純利益	—	△4,463
1 株当たり当期純利益 (円)	—	△1,344
1 株当たり配当金 (円)	—	—

(※) 平成 21 年 12 月期は、会社分割により設立された平成 21 年 8 月 3 日から、平成 21 年 12 月 31 日までの 4 ヶ月 29 日の決算となっております。

4. 株式の取得先（GMO アドホールディングス株式会社）の概要

(1)商号	GMO アドホールディングス株式会社	
(2)本店所在地	東京都渋谷区道玄坂 1-10-7 五島育英会ビル	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 熊谷 正寿	
(4)事業内容	インターネット関連広告事業	
(5)資本金	880 百万円	
(6)設立年月	平成 17 年 9 月 11 日	
(7)純資産	1,066 百万円	
(8)総資産	1,096 百万円	
(9)大株主および持株比率	GMO インターネット株式会社 100.0%	
(10)上場会社と当該会社との関係等	資本関係	当該会社は当社の株式を 38,160 株保有しております。
	人的関係	当該会社の役員を当社の役員が兼任しております。
	取引関係	該当事項はありません。

5. 取得株式数、取得前後の所有株式の状況

(1)異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (所有割合：0%)
(2)取得株式数	3,320株 (議決権の数：3,320個) (取得価額：448,200千円)
(3)異動後の所有株式数	3,320株 (議決権の数：3,320個) (所有割合：100%)

(4)取得価額の算定根拠

公正性・妥当性を確保するため、当社から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FASに、株式会社NIKKOの株式価値算定を依頼しました。株式会社KPMG FASは、株式価値算定に際し、DCF法及び株価倍率法による算定を行い、当社は算定結果の提出を受けました。当社は、かかる算定結果を参考に総合的に検討し、GMOアドホールディングス株式会社と慎重に交渉・協議を進めた結果、合意された株式取得価額により本件株式取得を行うことを決定しました。

6. 日程

平成22年10月18日 当社取締役会決議

平成22年11月1日 株式の取得（予定）

7. 今後の見通し

本件による今期（平成22年12月期）業績に与える影響については軽微であります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、当社親会社（GMOアドホールディングス株式会社）との取引であり、支配株主との取引等に該当します。当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、平成22年3月30日付開示のコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載のとおりであります。本取引は以下のとおりこの指針に適合しております。

本取引価額の算定は、公正性・妥当性を確保するため、当社及びGMOアドホールディングス株式会社から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FASの株式価値算定を勘案し、他の同種の取引の場合と同様に取引価額を決定しております。また、本取引に関して、当社は、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、独自に意思決定を行いました。当該取締役会には、独立した立場にある社外監査役（独立役員）1名が出席しており、本取引の意思決定が適正に行われていることを確認しております。さらに、独立役員である社外監査役仲村周明氏より、取引の目的、交渉過程の手続き及び対価の算定方法は公正妥当であり、株式取得による「インターネット関連広告事業」の業務拡大及びシナジー効果による当社企業価値の向上も認められることから、本取引は少数株主の利益に反する取引には当たらないとの意見書を本日受領しております。

なお、平成22年3月30日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定しており、現時点において、当社は少数株主の保護に対する方策を適切に履行しております。」

以上